

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金 曜 日 発 行  
(當日が休業の日を翌日とする)

## 目 次

◇ 告 示  
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)  
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百五十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年五月一日

鳥取県知事 西 尾 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
佐々木整形外科 医院	鳥取市岩倉四五二丁三〇	平成三年四月一日
安田薬局	米子市大篠津町五五一	平成四年四月十五日
吉水医院	東伯郡三朝町大字本泉四一九 一	〃

### 鳥取県告示第四百五十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年五月一日

鳥取県知事 西 尾 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
恩 田 貴 子	鳥国薬第八〇三号	平成四年四月六日